

諮問番号：諮問第 246 号

答申番号：答申第 246 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

収入認定の内訳の合算分 10,000 円を 5,000 円にしてほしい。

生活が苦しい。自立したあとも継続して払える見込み額。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分に係る返還金徴収金振替額の決定については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### （1）本件処分による保護費の算定について

ア 処分庁は、令和 5 年 5 月 1 日を変更時期とする本件処分を行い、審査請求人世帯に係る同月分の最低生活費を 126,800 円とし、この額は、審査請求人世帯の状況に令和 5 年 5 月時点での「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

イ 処分庁は、審査請求人世帯に係る令和 5 年 5 月分の保護費を 126,800 円とし、この額は、審査請求人世帯の最低生活費としているところ、その算定には誤りがない

ものと認められる。

ウ 処分庁は、審査請求人世帯に係る返還金徴収金振替の合計を 10,000 円としており、この額は、令和 5 年 5 月分保護費における処分庁が審査請求人に対して行った法第 63 条、第 77 条の 2 及び第 78 条に基づく処分により返還及び徴収となった額（以下「本件債務」という。）の分割延納額を合計したものであるところ、その算定には誤りがないものと認められる。

エ 処分庁は、令和 5 年 5 月分保護費の支給額を 116,800 円としており、この額は令和 5 年 5 月分保護費から同月の返還金徴収金振替の合計額を減じて算定したものであるところ、その算定には誤りがないものと認められる。

オ 以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に則って適正に行われたものと解される。

## （2）審査請求人の主張について

審査請求人は、収入認定の内訳の合算分 10,000 円を 5,000 円にしてほしいと主張している。

このことは、返還金徴収金振替額 10,000 円について、5,000 円とするよう主張するものであると解される。

法第 78 条の 2 第 1 項は、保護の実施機関は、被保護者が、保護金品の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第 77 条の 2 第 1 項等の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収できると定めている。

また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）6 の(2)は、法第 78 条の 2 第 1 項の「生活の維持に支障がない場合」について、具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば 5,000 円程度を目安とし、保護基準別表第 1 第 1 章及び第 2 章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。）の計上されている世帯の加算額相当分

等を、上限額の目安に加えて差し支えないものとしている。また、複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用することとしている。

本件について、審査請求人は単身世帯であり、障害者加算が計上されていることから、保護金品と調整する金額については、単身世帯の目安額 5,000 円と障害者加算額 17,870 円を合計した 22,870 円が上限になるものと解される。

そして、令和 5 年 5 月時点での本件債務の分割延納額の合計は 10,000 円であり、この額は審査請求人の履行の延期の申請に基づき処分庁が承認した各債務の分割延納額を合計したものであり、22,870 円の範囲内であると認められる。

したがって、処分庁は審査請求人世帯の状況を踏まえた上で、生活の維持に支障がない場合に該当するものとして徴収金の総額を定めたものと言えるので、本件処分において返還金徴収金振替額を 10,000 円とすることに不合理な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 12 月 28 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 2 月 14 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

処分庁が行った令和 5 年 5 月分の審査請求人世帯の生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に則って適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、収入認定の内訳の合算分 10,000 円を 5,000 円にしてほしいと主張しているところ、この主張は、返還金徴収金振替額 10,000 円について、5,000 円とするよう主張しているものであると解される。

法第 78 条の 2 第 1 項は、保護の実施機関は、被保護者が、保護金品の交付を受ける前に、当該保護金品の一部を、法第 77 条の 2 第 1 項等の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合

において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるように定めている。

平成 24 年課長通知 6 の(2)は、「生活の維持に支障がない場合」について、具体的に保護金品と調整する金額の目安について示しており、それによれば、審査請求人の場合は 22,870 円が上限になるものと解されるところ、実際の返還金徴収金振替額は 10,000 円とされている。

よって、処分庁は審査請求人世帯の状況を踏まえた上で、生活の維持に支障がない場合に該当するものとして徴収金の総額を定めたものと認められ、その判断に不合理な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子